

武雄市地域おこし協力隊員 募集要項

佐賀県武雄市は九州の北西部に位置し、人口約 48,000 人の歴史ある温泉と陶芸のまちで、豊かな自然、文化、歴史があります。近年では市立図書館の民間委託、官民一体型学校の導入やスマイル学習といった教育改革、こども図書館や競輪場公園のオープンなどで全国から注目を集めています。

2022 年 9 月 23 日に西九州新幹線が武雄温泉駅から長崎駅まで開業しました。これにより、武雄市は西九州エリアの中心に位置するだけでなく、新幹線などの鉄道や高速道路などあらゆる交通網の結節点となったことで、様々な方面から人が訪れ、人やモノが交流する拠点『西九州のハブ都市』として存在感が高まっています。

これらを契機と捉え、武雄市への移住定住を推し進め関係人口を創出し、移住定住人口を増加させることで、武雄の未来を拓く「西九州のハブ都市」を実現したいと考えています。

そのために、次のとおり「地域おこし協力隊員」を募集します。地域住民とともに武雄市の移住定住の促進に取り組んでいこうという意欲溢れる皆さんの応募をお待ちしています。

1. 活動名

「帰ってこんね」と「武雄よかところ」を動画で届けるふるさとビデオクリエイター

2. 活動内容

2022 年 9 月 23 日に開業した西九州新幹線を契機とし、西九州のハブ都市を実現するためには移住定住人口を増加させるとともに、地域力の向上が必要であると考えます。

そのために、移住定住者を増加させるきっかけを作ること、さらには郷土愛を醸成し地域住民の定住を図り地域力を向上させることを目的とした業務内容となります。

移住や定住という大きな決断の手前には、まず「遊びに来る」という行動が必要です。そこで、まずは武雄市外の人や武雄出身者が一度武雄に遊びに来たくなる、帰ってきたくなるきっかけづくりを今回の企画では考えています。

具体的には、武雄市在住の方から武雄市外の人や武雄出身者の人に向けて「帰ってこんね（帰ってきてね）」と呼びかけるビデオレターの制作などを業務内容とします。ビデオレターや武雄の魅力を伝える動画の企画・制作・発信を通して、武雄市外の人や武雄出身者の人にまずは足を運んでいただき、移住定住に繋げることを目指します。さらに、ビデオレターの制作などを通して、地域住民や地域のキーパーソンとつながり、地域力向上の

ための企画実践をしたいと考えています。

①ビデオレターの撮影・編集・SNS等にて発信

武雄市外に転出した者に対して、武雄市に戻りたいまたは遊びに行きたいと思っ
てもらえるような内容を企画し、ビデオレターを発信することで移住を検討するき
っかけ作りを行う。

(必須業務) ビデオレター (30秒程度) 制作を1週間に1本

②武雄市の魅力の動画撮影・編集・SNS等にて発信

武雄市の魅力を地域住民に届け、地元への愛着を醸成させ、定住人口を増加させる
ために、武雄市の魅力を発信する内容を企画し、動画にて発信する。

(必須業務) 地域のPR動画や地域活動の動画制作を2週間に1本(5分以内)

③地域力維持・向上のための企画提案・実践

地域住民や地域のキーパーソン等とのつながりを通して、「暮らし続けたいまち」
を醸成する。

(必須業務) ①②の活動内容を通して、地域力向上のための企画を提案し、実践する。

④その他

移住相談会(2回程度/年)を市職員と対応する。

武雄市移住定住係職員と定期的なミーティング

※①～④の活動については、状況に応じて協議を行いながら、取り組んでいきたいと考
えております。

※ビデオレターや動画の発信媒体(YouTube、Instagram、Tik Tok、FB、ブログ等)
やアカウントなどについては、隊員と協議の上、決定します。

3. 活動例

【3年間のイメージ】

(1年目) 武雄市を知り、武雄市の人を知る

着任3カ月程度は、武雄市を知りながら関係性づくり

3カ月目からビデオレターの内容を企画し、企画した動画の制作スタート

ビデオレター(40本/年)や動画(20本/年)を企画・制作・発信

(2年目) ビデオレターや動画を通して、「帰ってこんね(帰ってきてね)」のムードを浸
透させる

ビデオレター(48本/年)や動画(24本/年)の内容を企画し、企画したビデオレタ

ーや動画を企画・制作・発信
3年目に向けた企画を検討・調整

(3年目) 今まで得たことを通して、地域力の向上を促す
ビデオレター(48本/年)や動画(24本/年)を企画・制作・発信
地域の人と一緒に、「暮らし続けたいまち」を醸成する企画の実践

【1日のイメージ】

8:30 ミーティング
9:00~16:00 企画検討、調整、取材、撮影 など
17:15 帰宅

【1週間のイメージ】

月曜日 企画検討、調整、作業、撮影、前週で取ったアポで取材
火曜日 企画検討、調整、作業、撮影など
水曜日 確認、修正など
木曜日 動画等の公開、次企画の検討やアポ取り
金曜日 調整、作業、撮影など

※委託契約となるため、必須活動(2. 活動内容に記載)が達成された場合は、その他の時間を自主企画に挑戦したり、副業にあてることができます。

4. 募集人員 1人

5. 応募資格

次の(1)~(13)のすべてを満たす方。

- (1) 2022年4月1日時点で、年齢が20歳以上の方
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たし、武雄市地域おこし協力隊として委嘱後、生活の拠点を本市に移し、本市の住民基本台帳に記録されることができる方
 - ①現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されている方 ※
 - ②本市以外において、地域おこし協力隊員として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ委嘱期間終了後1年以内の方
 - ③JETプログラム終了者(2年以上JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内)の方

※地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」のwebページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000610490.pdf

- (3) 本市の地域おこし協力隊の隊員として委嘱されたことがない方
- (4) 普通自動車運転免許証を取得している方
- (5) パソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、Eメールなど）ができる方
- (6) ビデオレターや動画などを企画する企画力のある方
- (7) Adobe や Da Vinci などの動画編集ソフトを使いクリエイティブな活動ができる方
- (8) SNS 等を利用し情報発信を行うことができる方
- (9) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら意欲と情熱を持って活動に取り組み、誠実に活動を遂行できる方
- (10) 地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図りながら、地域住民・関係団体とともに地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方
- (11) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も武雄市に定住し、起業・就業しようとする意欲を持つ方
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方
- (13) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

6. 身分等

(1) 身分

「武雄市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、市長が委嘱します。市の委嘱を受け、役務の提供等に対する謝礼として業務委嘱契約に基づく報償費の支給を受けるものとします。

武雄市との雇用関係は存在しません。

(2) 委嘱期間

委嘱日から 2023 年 3 月 31 日まで

隊員の着任時期は 3 月と考えていますが、相談に応じます。

活動状況・実績等を勘案し、最長 3 年まで延長します。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

7. 主な活動場所

武雄市内（全域）

※課内にもデスクを用意しますが、動画編集などは自宅で作業することも可能です。

8. 活動内容・時間等

- (1) 活動日は、活動内容を鑑みると、原則として月曜日から金曜日までの週5日間となると考えています。
- (2) 活動時間は、活動内容を鑑みると、午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分（途中1時間の休憩をはさむ。）、週38時間45分相当の業務量になると考えています。
- (3) 休日は、武雄市職員に準じて、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）となると考えています。また、有給休暇がないため、成果により協議します。

9. 待遇等

- (1) 報償は、月額250,000円です。
 - ① 1カ月間の活動に対して、翌月に支給します。
 - ② 市との雇用関係がないため、健康保険、国民保険、傷害保険等には各自で加入し、自己負担となります。
 - ③ 業務委託契約に基づき、ビデオレターや動画の制作及び発信ができていない場合は、減額になることがあります。
- (2) 住居は、月額50,000円を上限に市が負担します。上限を超える場合は自己負担となります。また、食費、光熱水費、通信費、区費等は自己負担となります。
- (3) 活動に使用する車両については、1台借り上げを予定しています。
- (4) 隊員の活動に必要な車両経費（リース代、燃料費、自動車保険）は予算の範囲内で市が負担します。
- (5) 活動に必要な消耗品や動画等の制作に必要な機材は、予算の範囲内で市が負担します。
- (6) 隊員が委嘱期間中に活動の一環として制作したビデオレターや動画等の著作権は市に帰属します。
- (7) 転入等にかかる本市までの交通費、引越しに必要な費用は、自己負担となります。
- (8) 日常生活における移動手段として自家用車等の持ち込みをお勧めします。
- (9) 兼業・副業は制限しておりません。

10. 応募手続き

(1) 応募受付期間

2022年11月1日（火）～2022年12月16日（金）

(2) 提出書類

- ① 応募申込書
- ② 住民票の抄本

③運転免許証のコピー

※提出書類は返却いたしません。

※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

(3) 提出方法

郵送もしくはメール

郵送の場合：武雄市役所 ハブ都市・新幹線課 移住定住係

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12-10

(郵送の場合は 12 月 16 日必着)

メールの場合：hub@city.takeo.lg.jp

1.1. 選考

(1) 1次選考：書類選考

提出された応募申込書により書類選考を行い、選考結果は、2022 年 12 月下旬に、応募者全員に文書で通知します。

(2) 2次選考：面接選考

日程：2023 年 1 月 29 日（日）～30 日（月）（1 泊 2 日）

場所：武雄市内

上記日程は予定ですので、変更となる場合もあります。詳細については、1 次選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、2 次選考に要する宿泊費は負担予定ですが、交通費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の通知

2 次選考終了後、選考結果を 2 次選考受験者全員に文書で通知します。

選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

お問い合わせ

武雄市役所 営業部 ハブ都市・新幹線課 移住定住係

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12-10

TEL：0954-23-9160

E-MAIL：hub@city.takeo.lg.jp